

(掲示)

× i サービス契約約款の一部改正

〔改正〕	〔現行〕																
<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～29 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料 1 適用</p> <table border="1" data-bbox="332 1016 1439 1591"><thead><tr><th colspan="2">通信料の適用</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)～(8)の2 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有</td><td>ア～イ (略) オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。 カ～ネ (略)</td></tr><tr><td>(8)の4～(24) (略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>2 料金額 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第2表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p> <p>附 則(平成27年3月11日経企第1877号) (実施期日)</p>	通信料の適用		(1)～(8)の2 (略)	(略)	(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	ア～イ (略) オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。 カ～ネ (略)	(8)の4～(24) (略)	(略)	<p>第1章～第14章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～29 (略) (注) (略)</p> <p>第1表 料金(国際アウトローミング利用料、無線IPアクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 通信料 1 適用</p> <table border="1" data-bbox="1516 1016 2623 1591"><thead><tr><th colspan="2">通信料の適用</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1)～(8)の2 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有</td><td>ア～イ (略) オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、共有対象回線に係る契約者は、シングルパック等のうち、いずれか1つを選択し、合わせて当社に申し出ていただきます。 カ～ネ (略)</td></tr><tr><td>(8)の4～(24) (略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>2 料金額 (略)</p> <p>第4～第7 (略)</p> <p>第2表～第7表 (略)</p> <p>別表1～別表9 (略)</p>	通信料の適用		(1)～(8)の2 (略)	(略)	(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	ア～イ (略) オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、共有対象回線に係る契約者は、シングルパック等のうち、いずれか1つを選択し、合わせて当社に申し出ていただきます。 カ～ネ (略)	(8)の4～(24) (略)	(略)
通信料の適用																	
(1)～(8)の2 (略)	(略)																
(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	ア～イ (略) オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータMパックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。 カ～ネ (略)																
(8)の4～(24) (略)	(略)																
通信料の適用																	
(1)～(8)の2 (略)	(略)																
(8)の3 データ定額パックに係るデータ定額共有	ア～イ (略) オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、共有対象回線に係る契約者は、シングルパック等のうち、いずれか1つを選択し、合わせて当社に申し出ていただきます。 カ～ネ (略)																
(8)の4～(24) (略)	(略)																

- 1 この附則は、平成27年3月18日から実施します。
(経過措置)
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったX iサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(掲 示)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

〔 改 正 〕	〔 現 行 〕																
<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～29 (略) (注) (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料 1 適用</p> <table border="1" data-bbox="332 1083 1439 1661"><thead><tr><th colspan="2">通 信 料 の 適 用</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) ～ (7) の 3 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(7) の 4 データ定額パックに係るデータ定額共有</td><td>ア～イ (略) オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1 の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータ M パックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。 カ～ネ (略)</td></tr><tr><td>(7) の 5 ～ (24) (略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>2 料金額 (略)</p> <p>第 4～第 7 (略)</p> <p>第 2 表～第 7 表 (略)</p> <p>別表 1 (略)</p>	通 信 料 の 適 用		(1) ～ (7) の 3 (略)	(略)	(7) の 4 データ定額パックに係るデータ定額共有	ア～イ (略) オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1 の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータ M パックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。 カ～ネ (略)	(7) の 5 ～ (24) (略)	(略)	<p>第 1 章～第 14 章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則 1～29 (略) (注) (略)</p> <p>第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額利用料及びその他のサービスの料金を除きます。)</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 通信料 1 適用</p> <table border="1" data-bbox="1516 1083 2623 1661"><thead><tr><th colspan="2">通 信 料 の 適 用</th></tr></thead><tbody><tr><td>(1) ～ (7) の 3 (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(7) の 4 データ定額パックに係るデータ定額共有</td><td>ア～イ (略) オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1 の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、共有対象回線に係る契約者は、シングルパック等のうち、いずれか 1 つを選択し、合わせて当社に申し出ていただきます。 カ～ネ (略)</td></tr><tr><td>(7) の 5 ～ (24) (略)</td><td>(略)</td></tr></tbody></table> <p>2 料金額 (略)</p> <p>第 4～第 7 (略)</p> <p>第 2 表～第 7 表 (略)</p> <p>別表 1 (略)</p>	通 信 料 の 適 用		(1) ～ (7) の 3 (略)	(略)	(7) の 4 データ定額パックに係るデータ定額共有	ア～イ (略) オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1 の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、共有対象回線に係る契約者は、シングルパック等のうち、いずれか 1 つを選択し、合わせて当社に申し出ていただきます。 カ～ネ (略)	(7) の 5 ～ (24) (略)	(略)
通 信 料 の 適 用																	
(1) ～ (7) の 3 (略)	(略)																
(7) の 4 データ定額パックに係るデータ定額共有	ア～イ (略) オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1 の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、当社は、共有対象回線に係る契約者が、合わせてデータ M パックを選択したものとみなして取扱います。ただし、その契約者から、他のシングルパック等を選択する申出があった場合は、この限りではありません。 カ～ネ (略)																
(7) の 5 ～ (24) (略)	(略)																
通 信 料 の 適 用																	
(1) ～ (7) の 3 (略)	(略)																
(7) の 4 データ定額パックに係るデータ定額共有	ア～イ (略) オ 共有代表回線との間のデータ定額共有を選択するときは、1 の共有代表回線を指定して当社に申し出ていただきます。この場合において、共有対象回線に係る契約者は、シングルパック等のうち、いずれか 1 つを選択し、合わせて当社に申し出ていただきます。 カ～ネ (略)																
(7) の 5 ～ (24) (略)	(略)																

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
1 通信中着信機能（キャッチホン）	FOMAに限り提供します。
42 かんたん位置情報機能 契約者からの求めに応じて、FOMAユビキタス（基本使用料の料金種別がおりフォトプランフラットであるものに限ります。以下この欄において同じとします。）の情報通知機能により送出された位置情報を蓄積し受信できる機能をいいます。	<p>(1) 国際ローミング機能の提供を受けているFOMAユビキタスに限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、この機能を利用して位置情報送出手の求めがあったときは、位置情報送出手の要求先となるFOMAサービス（この機能を利用する契約者と同一の契約者に係るものに限ります。以下この欄において「要求先回線」といいます。）へ、その旨を通知します。</p> <p>(3) 当社は、蓄積された位置情報が当社の定める蓄積期間又は蓄積可能数を超えた場合は、その位置情報を削除します。</p> <p>(4) (3)の規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されている位置情報等が消去されることがあります。この場合、消去された位置情報等の復元はできません。</p> <p>(5) 契約者は、蓄積した位置情報を、その周辺の地図情報と合わせて受信することができます。</p> <p>(6) 当社は、契約者が要求先回線に接続された端末設備の所持者から位置情報の受信に関する同意を取得していないと認める相当の理由があるときは、この機能の提供を中止することがあります。</p> <p>(7) 当社は、この機能により受信した位置情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとしします。</p> <p>(8) 契約者は、この機能を利用するときは、要求先回線の契約者識別番号を、当社が別に定めるところにより、あらかじめ登録していただきます。</p> <p>(9) (2)の規定にかかわらず、要求先回線における設定、電波状況又はその他の理由により、要求先回線への通知ができない場合があります。</p> <p>(10) 契約者は、あらかじめ設定を行うことにより、自動的に位置情報の送出手を求め、その結果の通知を受け取ることができます。ただし、電波状況等により、通知の遅延又は不達となる場合があります。</p> <p>(11) 契約者は、当社の定める方法により、この機能をインターネットホームページから、利用することができます。</p> <p>(12) この機能を利用している契約者は、要求先回線に接続された端末設備の鳴動その他</p>

別表2 付加機能

種 類	提 供 条 件
(略)	(略)
42 かんたん位置情報機能 契約者からの求めに応じて、FOMAユビキタス（基本使用料の料金種別がおりフォトプランフラットであるものに限ります。以下この欄において同じとします。）の情報通知機能により送出された位置情報を蓄積し受信できる機能をいいます。	<p>(1) 国際ローミング機能の提供を受けているFOMAユビキタスに限り提供します。</p> <p>(2) 当社は、この機能を利用して位置情報送出手の求めがあったときは、位置情報送出手の要求先となるFOMAサービス（この機能を利用する契約者と同一の契約者に係るものに限ります。以下この欄において「要求先回線」といいます。）へ、その旨を通知します。</p> <p>(3) 当社は、蓄積された位置情報が当社の定める蓄積期間又は蓄積可能数を超えた場合は、その位置情報を削除します。</p> <p>(4) (3)の規定によるほか、この機能の利用の中止等があったときは、既に蓄積されている位置情報等が消去されることがあります。この場合、消去された位置情報等の復元はできません。</p> <p>(5) 契約者は、蓄積した位置情報を、その周辺の地図情報と合わせて受信することができます。</p> <p>(6) 当社は、契約者が要求先回線に接続された端末設備の所持者から位置情報の受信に関する同意を取得していないと認める相当の理由があるときは、この機能の提供を中止することがあります。</p> <p>(7) 当社は、この機能により受信した位置情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとしします。</p> <p>(8) 契約者は、この機能を利用するときは、要求先回線の契約者識別番号を、当社が別に定めるところにより、あらかじめ登録していただきます。</p> <p>(9) (2)の規定にかかわらず、要求先回線における設定、電波状況又はその他の理由により、要求先回線への通知ができない場合があります。</p> <p>(10) 契約者は、あらかじめ設定を行うことにより、自動的に位置情報の送出手を求め、その結果の通知を受け取ることができます。ただし、電波状況等により、通知の遅延又は不達となる場合があります。</p> <p>(11) 契約者は、当社の定める方法により、この機能をインターネットホームページから、利用することができます。</p>

の操作をするための情報を受信できるように
することができます。

(13)位置情報の受信方法その他の提供条件に
ついては、当社が別に定めるところによ
ります。

(注) (8) 及び(13)の当社が別に定めると
ころは、「かんたん位置情報サービス規
約」に定めるところによります。

(12)位置情報の受信方法その他の提供条件に
ついては、当社が別に定めるところによ
ります。

(注) (8) 及び(12)の当社が別に定めると
ころは、「かんたん位置情報サービス規
約」に定めるところによります。

別表 3～別表10 (略)

附 則(平成27年 3月11日経企第1877号)
(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年 3月20日から実施します。
ただし、この改正規定中、データ定額パックに係るデータ定額共有に関する部分は平成27
年 3月18日から実施します。
(経過措置)
- 2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その
他の債務については、なお従前のとおりとします。

別表 3～別表10 (略)